

古田史学の会・東海

東海の古代

第143号 平成24(2012)年7月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

古田武彦講演会

— in 第24回愛知サマーセミナー2012 —

日 時：平成24年7月15日（日）

13時10分～16時10分（第3・4限）

会 場：愛知東邦大学（B棟 B103）

名古屋市名東区区平和が丘3丁目11番地

演 題：「真実の学問」とは何か—「邪馬壹国」と「九州王朝」論—

参加費：無料

会場等：交通機関等は、別紙参照

その他：・駐車場はありません。

・愛知サマーセミナー実行委員会

Tel：052-881-4357、ホームページ：http://www.samasemi.net/

「女王國」について

—野田利郎氏の回答に答えて—

名古屋市 石田敬一

1 はじめに

『古田史学会報』NO.110（2012年6月10日発行）に、野田利郎氏の“「邪馬壹国」は「女王国」ではない—『東海の古代』の石田敬一氏への回答—”が掲載されました。

拙稿に対して正面から応えてくださったことに心から感謝申し上げます。ありがとうございます

ます。私は真実の歴史を追究する「古田史学の会」の中で、様々な疑問点について議論を重ね、日本の古代史をより確固としたものにしたいと日頃から強く思っています。

それで、昨年野田氏の論考“「邪馬壹国」と「投馬國」の解明”（『古田史学会報』NO.106、2011年10月発行）を読んで、同感に思うところと疑問に思うところを『東海の古代』137号（平成24〈2012〉年1月）に投稿しました。これに対して、野田氏から論点を明確にした上で、ご批判をいただき、たいへんうれしく感じているところです。

まず、『魏志』倭人伝の道筋に関連する部分を

再確認します。

倭人在帶方東南大海之中依山國邑 舊百餘國
漢時有朝見者 今使譯所通三十國
從郡至倭 循海岸水行 歷韓國乍南乍東
到其北岸**狗邪韓國** 七千餘里
始度一海千里 至**對海國**
其大官曰狗副曰奴母離 所居絕方可四百餘里
土地山險多深林 道路如禽鹿徑 有千戶
無良田食海物自活乘船南北市糶
又南渡一海千餘里名曰瀚海 至**一大國**
官亦曰狗 副曰奴母離 方可三百里
多竹木叢林 有三千許家
差有田地耕田猶不足食 亦南北市糶
又渡一海千餘里 至**末廬國** 有四千餘戶
濱山海居 草木茂盛行不見前人
好捕魚鮫水無深淺皆沉沒取之
東南陸行五百里 到**伊都國**
官曰爾支 副曰謨柄渠 有千餘戶
世有王皆統屬**女王國** 郡使往來常所駐
東南至**奴國**百里
官曰兕馬觚 副曰奴母離 有二萬餘戶
東行至**不彌國**百里 官曰多模 副曰奴母離
有千餘家
南至**投馬國**水行二十日
官曰彌彌 副曰彌彌那利 可五萬餘戶
南至**邪馬壹國** **女王**之所都
水行十日陸行一月
官有伊支馬 次曰彌馬升 次曰彌馬獲支
次曰奴佳鞮 可七萬餘戶
自**女王國**以北 其戶數道里可得略載
其餘旁國遠絕不可得詳
次有斯馬國 次有已百支國 次有伊邪國
次有都支國 次有彌奴國 次有好古都國
次有不呼國 次有姐奴國 次有對蘇國
次有蘇奴國 次有呼邑國 次有華奴蘇奴國
次有鬼國 次有為吾國 次有鬼奴國
次有邪馬國 次有躬臣國 次有巴利國
次有支惟國 次有烏奴國 次有奴國
此**女王**境界所盡
其南有狗奴國 男子爲王 其官有狗古智狗
不屬**女王**
自郡至**女王國**萬二千餘里

野田氏は、帶方郡から女王國までの里数行程

の一万二千余里が不彌國で終了していると考えられて、不彌國が城砦都市である女王國であり、邪馬壹國は、末廬國、伊都國、不彌國、奴國を含む区域であるという立場で論理を展開されました。

しかし、私は、帶方郡から女王國までの里数行程の一万二千余里が邪馬壹國で終了しており、さらに邪馬壹國は「女王之所都」と記述されているので、邪馬壹國が女王國であると考えます。こうした考えに立ち、野田氏の指摘に応えます。

2 野田氏の指摘に就いて

(1) 里程について

野田氏は次のとおり記述されます。

「女王國」は「郡より万二千余里にある国」と明記されるから、古田氏の証明された郡から万二千余里にある「不弥国」が「女王国」に該当し、それ以外の国は該当しないことになる。

(『古田史学会報』N0110、13頁)

野田氏の論考に「古田氏が証明された・・・」という記述がありますので、あらためて、古田武彦氏が『「邪馬台国」はなかった』（2010年5月20日、ミネルヴァ書房）で示された内容について再確認します。里程に関する主旨を簡潔に記せば次のとおりです。

- ① 朝鮮半島の帶方郡から女王國までの距離は、1万2千余里であると『魏志』倭人伝に明記されている。そして「部分里程の総和は総里程である」から、帶方郡から目的地までの行程を全て加算すれば1万2千余里になると考えられる。
- ② 帶方郡から狗奴韓國まで7千余里、狗奴韓國から對海國まで1千余里、對海國の島巡りで8百里、對海國から一大國まで1千余里、一大國の島巡りで6百里、一大國から末廬國まで1千余里、末廬國から伊都國まで5百里、伊都國から不彌國まで1百里、不彌國から邪馬壹國まで0里、あわせて、総計1万2千余里となる。
- ③ すなわち帶方郡から邪馬壹國までの行程を足すと1万2千余里となる。したがって女王國は邪馬壹國である。

野田氏は、古田氏が1万2千余里の距離にあるのは不彌國であるとされましたが、①～③のとおり、古田氏の主張とは異なっています。野田氏の記述は古田氏の主張を部分的に取捨選択したものであって正しくありません。古田氏は『漢書』地理誌の「黄支之南有已程不國 漢之譯使自此還矣」の事例から「南至邪馬壹國」の記述は、邪馬壹國が不彌國の南に接していることを表していると示され、邪馬壹國と不彌國の距離はゼロ、つまり「最終行程0」であるので、郡から1万2千余里の最終目的地は、邪馬壹國であるとされています。まず、この点を確認していただきたいと思います。

この古田氏の「最終行程0」説に反論するには、距離の記述を伴わない事例を示した上で、その事例の距離がゼロではないと示す必要があると思います。

(2) 目的国について

次に野田氏は、目的国について次のように記述されます。

行路の「目的国」は行路の最後に書かれることは筆者と読者の暗黙の合意であるから、「別称」が先行しても不思議ではなく、里数行程の最後に記述された「不弥国」が「女王国」の本名である。

(『古田史学会報』N0110、13頁)

別称が先行することは不思議ではないとの前半部分は野田氏の述べられるとおりと思いますが、「行路の最後」の捉え方が問題になります。

野田氏は里数行程の最後を不彌國に求めますが、2-(1)で示したとおり、不彌國から邪馬壹國は里数行程がゼロであり、邪馬壹國が里数行程の最後です。邪馬壹國で締めくくられていまずので、行程の最後に記述された國は、邪馬壹國であり、そこが女王國になります。

行程の最後であるかどうかは、道里、官名、戸数等が記述されている国の中で、最後に記述された国かどうかです。

不彌國は、「百里」「官曰多模副曰奴母離」「千餘家」と記述されています。

次に、投馬國は、「水行二十日」「官曰彌彌副曰彌彌那利」「可五萬餘戸」と記述されています。

そして最後に、邪馬壹國は、「女王之所都」と記述され、その後に、「水行十日陸行一月」「官有伊支馬次日彌馬升次日彌馬獲支次日奴佳靱」「可七萬餘戸」が記述されています。さらに続いて「自女王國以北 其戸數道里可得略載」とあるので、戸数、道里が記述されている最後の国が女王國です。それは、邪馬壹國です。そして邪馬壹國だけが「女王之所都」と説明がされています。

したがって、邪馬壹國が「目的国」だと思います。

(3) 女王國について

野田氏は「南至邪馬壹國女王之所都」について次のように主張されます。

この句は「邪馬一國」を主体として「女王國」を受けた形になっていない。そのため、「邪馬一國」の領域内に「女王の都」があるとの説明文と解する他はないのである。

(『古田史学会報』N0110、13頁)

野田氏は邪馬壹國の領域内に、末盧國、伊都國、不彌國、奴國があつて、そのうち帯方郡から1万2千余里にある不彌國を都であるとされます。こうした基本的な概念に立って、「南至邪馬壹國女王之所都」の記述が、“「邪馬一國」の領域内に「女王の都」があるとの説明文”であるとされます。

しかし、邪馬壹國の領域内に、末盧國、伊都國、不彌國、奴國があるという概念は『魏志』倭人伝には記述されていません。また、“「女王國」を受けた形になっていない”や“邪馬一國の領域内に、「女王の都」がある”というのは解釈であると思います。

というのは「女王之所都」の「所」は文字どおり、場所を意味します。そして、先述した『魏志』倭人伝の行程が記述されている部分において、次のとおり「所」は、「國」と置き換えることができますので、ここでは「所」は「國」と同意語です。

行程が記述されているうちで、「所」が記述された全ての箇所について確認します。「女王之所都」を除いて、次の4カ所です。

① 「今使訳して通じる所、三十國」は、「今使訳して通じる所」が「三十國」の説明文になりますから、「所」は「國」を意味します。すなわち、今使訳して通じる「國」は、三十國であることを意味しています。

「今使訳して通じる國、三十國」です。

② 「居る所、絶島にして方四百余里可り」は対海國の状況を表しているところです。「居る所」は対海國であって、対海國という「國」は、絶島にして方四百余里可りであることを表しています。

「居る國、絶島にして方四百余里可り」です。

③ 伊都國の説明で「郡使の往来して常に駐まる所」の「所」は、郡使の往来して常に駐まる「國」であり、伊都國を意味します。

伊都國は「郡使の往来して常に駐まる國」です。

④ 「次に奴國有り、これ女王の境界の盡きる所」の「所」は、女王の境界の盡きる「國」である奴國を意味します。

「次に奴國有り、これ女王の境界の盡きる國」です。

これらの例に倣えば「女王之所都」の「所」は「國」を意味しますから、「女王之所都」は「女王の都する國」です。「女王の都する國」とは、まさしく女王國のことでしょう。女王國を「女王の都する所」に言い換えているわけです。

「南至邪馬壹國女王之所都」は、「南、邪馬壹國に至る。女王の都する國」という意味ですから、邪馬壹國は女王國と考えて間違いありません。さらに邪馬壹國の記述「可七萬餘戸」の直後に「自女王國以北」と記述されているのですから、「女王之所都」をまさに「女王國」で受けているのです。

したがって、邪馬壹國の領域内に女王國である不彌國があるとされる、野田氏の論理は飛躍しており、理解しがたいと思います。

(4) 「自女王國以北」について

野田氏は、「女王國＝邪馬壹國」と仮定した場合、『魏志』倭人伝の次のA・B二つの「自女王國以北」の記述から、「女王國＝邪馬壹國」では

ないとされました。

A 自女王國以北 其戸數道里可得略載

B 自女王國以北 特置一大率 檢察諸國 諸國畏憚之 常治伊都國 於國中有如刺史 王遣使詣京都 帶方郡諸韓國及郡使倭國 皆臨津搜露傳送文書賜遺之物詣女王 不得差錯

〔魏志〕倭人伝)

ご批判の要点は2つあり、野田氏は「女王國＝邪馬壹國」と仮定した場合、a、b、cの条件のもと、次のd、eの二つの矛盾があるため「女王國＝邪馬壹國」では説明できないとされます。

a. Aの記事の基準点は邪馬壹國であって、その「以北」は、古田武彦氏の説で「北の行路の国々」とされるので、狗邪韓國、対海國、一大國、末盧國、伊都國、不彌國、奴國、投馬國が該当する。

b. そしてこれらの国々は檢察を受ける国々である。

c. 邪馬壹國は、Aの「以北」の国の中には含まれず、檢察の対象外である。

d. 倭國の人口の15万人のうちの7万人を占める邪馬壹國が檢察の対象外であるとすれば、Bの「すべての津を檢察する」との内容と矛盾する。

e. また、伊都國はAの「以北」に含まれるので被檢察国であるが、Bでは“「一大率は常に伊都國に治す」と伊都國が檢察国であると記述されて”いるので内容が相反してしまう。

(5) 「皆臨津搜露」について

dの「すべての津を檢察する」については、疑問があります。

「女王國＝邪馬壹國」と仮定した場合、「以北」の基準点は邪馬壹國ですから、野田氏が示されたとおり、確かに女王國である邪馬壹國は含まれません。

ここで、問題となるのは「皆臨津搜露」の意味です。この意味するところについて、野田氏はdの「すべての津を檢察する」との内容とされます。これに対して、私は「皆臨津搜露」の意味は、そうではないと思います。

「皆臨津搜露」に使われている語句のうち、注意を要すべきは「皆」です。野田氏は「皆」を「すべての」と「臨」を挟んだ次の名詞の「津」の修飾語として理解されています。こうした読み方が可能かどうか疑問です。

「皆」は基本的に人に対して使われる言葉です。たとえば、伊都國に関する記述では、次のとおり「皆」が使われています。

世有王皆統屬女王國 郡使往來常所駐

この意味するところは、「(伊都國には) 世々、王あるも皆女王國に統屬し、郡使が往來する際には常に駐在する所である」です。使用されている「皆」は、「皆」の直前に記述された代々の伊都國の王たち、「王」すなわち人を指しています。

「皆」は代々の伊都國の王、すなわち人に対して使われ、それは「皆」の直前にある人を指す語句です。この例にならえば、いま問題となっている次の記述の意味はどうなるのでしょうか。

王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國 皆臨津搜露 傳送文書賜遺之物詣女王不得差錯

「津」とは港のことですから、津に臨むとは、入港・荷揚げに立ち会うことです。「搜露」とは、捜し出し露わにする、捜してはっきりさせると言うことでしょうか。そして「皆」は、「皆」の直前に記述された人々を指しています。「王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國」が直前のそれにあたりますから、すなわち、中国の京都に詣でる倭王の遣使、帶方郡への遣使、諸韓國への遣使、そして帶方郡から倭國への郡使です。

つまり、「皆臨津搜露」の「皆」は、遣使や郡使です。

したがって、この文意は、「京都や帶方郡や諸韓國に詣でる倭王の使い、及び倭國への郡使は、だれでも皆、津に臨んで、伝送の文書や女王へ賜遺する物を搜露する。これにより差錯することがないようにする」です。

平たくいえば、倭國から中国などの外国へ詣でる倭の使いの者、逆に中国の帶方郡から倭國へ来る郡の使いの者、いずれの場合でも、それらの使いの者たちは伊都國の港で立ち会って、伝送文書や女王に贈る物をチェックして間違い

がないようにするということだと思います。

つまり、「皆臨津搜露」については、野田氏が示された「すべての津を檢察する」という意味ではなく、「遣使や郡使の誰もが津に臨む」という意味です。

以上の認識に立ったときに、dに関して、「皆臨津搜露」は邪馬壹國を含むすべての津という意味ではありませんから、邪馬壹國が「檢察の対象外」であっても、まったく矛盾するものではありません。

そもそも女王國である邪馬壹國は、檢察を指示する側の國ですから、檢察を受ける國ではないはずだと思います。

(6) 檢察国について

野田氏は、先のeにおいて、伊都國はAの「以北」の國であるので檢察を受ける被檢察国であるとすると一方で、Bでは伊都國は檢察国と解釈できるので内容が相反すると主張されています。

私はこれは正しくないと思います。伊都國は「以北」の國ですから被檢察国であるということには同感ですが、「伊都國が檢察国である」ことについては、誤りであろうと思います。「伊都國が檢察国である」とは『魏志』倭人伝のどこにも記述されていません。檢察を行うのは伊都國ではありません。檢察を行うのは、一大率です。「常治伊都國」とあるように、一大率は伊都國に「治」すのであって、「治」は政務を行うということですから、一大率は、伊都國で政務を行うという意味です。

原文には「自女王國以北 特置一大率檢察諸國 畏憚之 常治伊都國」に続いて「於國中有如刺史」とあります。一大率は「如刺史」すなわち、刺史の如しとあります。刺史は、中国の官職である監察官のことですから、当たり前のことですが、人のことです。そして人である一大率が政務を執る場所、政庁が伊都國にあるということでしょう。

したがって、「一大率は常に伊都國に治す」の記述を理由に「伊都國が檢察国である」と論理を飛躍させるのは間違いです。伊都國は檢察国ではありません。一大率が刺史のような檢察官であるのです。

(7) 狗邪韓國について

野田氏は“里数記事では「狗邪韓国」を倭国から除外”されますが、私は狗邪韓国は倭国の30國のうちの一つであると思います。

これを調べるのは簡単です。

「今使譯所通三十國」とありますから、狗邪韓国を除いたときに30カ国あるかどうか、國の数を数えればよいのです。

對海國、一大國、末廬國、伊都國、奴國、不彌國、投馬國、邪馬壹國、斯馬國、已百支國、伊邪國、都支國、彌奴國、好古都國、不呼國、姐奴國、對蘇國、蘇奴國、呼邑國、華奴蘇奴國、鬼國、為吾國、鬼奴國、邪馬國、躬臣國、巴利國、支惟國、烏奴國、奴國、

以上のとおり狗邪韓国を除くと29カ國です。

狗邪韓国を加えないと倭国は30カ國になりません。したがって、狗邪韓国を倭国から除外することは誤りです。

3 投馬國と邪馬壹國の記述形式について

野田氏は投馬國と邪馬壹國の記述が、「方向、国名、日数、官名、戸数の順序が同一」の「対」の形式になっているとされます。その一方で、「女王之所都」の句は余ることから、この句は「邪馬一國」を説明する句と解釈した。”といわれます。野田氏も自ら述べられたとおり「女王之所都」に相当する句は、投馬國の記述にはありません。ですから、投馬國と邪馬壹國では「対」になっていないのです。

投馬國と邪馬壹國の記述形式は、「以北」の国々と同様に、行程、官名、戸数等が記述されている点で同じ記述形式ではあります。が、野田氏の「対」の形式であるという主張に応じて、邪馬壹國は、「女王之所都」で区切られているので、邪馬壹國と投馬國の記述は「対」の形式になっていないと、私は先の拙稿で述べたのです。

4 投馬國について

石田氏は「投馬國の所在地を遠賀川流域と考えられ、拙論と同じ結論である。

(『古田史学会報』N0110、13頁)

と野田氏は述べられました。

しかし、私は、投馬國に関して、『東海の古代』137号(2012年1月)の「『邪馬一國』と『投馬國』の解明」を読んでの中で次のとおり述べています。

私は野田氏と同じく、投馬國は郡を起点として、その方角と日数記事を記述していると考えます。ただ投馬國の具体的な位置はこの記述だけではわかりません。邪馬壹國に肩を並べるほどの戸数がある國が、帯方郡の南の方に邪馬壹國とは別にあるということになります。しかも投馬國は邪馬壹國より北に位置するとなると、遠賀川流域辺りが投馬國の比定地の候補のひとつになります。

(『東海の古代』137号、5頁)

私は、『魏志』倭人伝の記述だけでは、投馬國の具体的な位置はわからない、という立場です。遠賀川流域は、あくまで比定地の候補の一つであって決めつけているわけではありません。念のため申し添えます。

5 高句麗の都について

『魏志』高句麗伝には、その都に関して次のように記述されています。

高句麗在遼東之東千里 南與朝鮮濊貊 東與沃沮 北與夫餘接 都於丸都之下 方可二千里 戸三萬 多大山深谷無原澤 隨山谷以為居 澗水 無良田雖力佃作不足以實口腹

高句麗は遼東の東千里に在り、南に朝鮮、濊貊、東に沃沮、北に扶余と接す。丸都の麓に都を置く。方二千里、戸数三万。大山多く谷深く原野、沢無し。山谷に随い居を為し谷水を飲む。良田無く畑作に努めるといへども口腹を満たさざる。

野田氏は、女王國を高句麗の丸都山城がんとさんじょうにたとえられています。

高句麗の都に関する記述としては「都於丸都之下」とあり、丸都の麓に都を置くとされています。そして、丸都山城がんとさんじょうは、王宮がある平地の国内城に対して、緊急避難を目的として築かれた山城と位置づけられています。ですから、

がんとさんじょう

丸都山城は、倭国でいえば、神籠石にあたる施設だと思えます。高句麗の都は、国内城と背後の山城がセットで一つであるので、両者を合わせて都と呼ぶべきものではないかと思えます。

また、国内城と山城のセットは、都を指しているのであって、國を指しているではありません。都を（女王）國と同じとするのは乱暴な論理ではないかと思えます。

6 韓国陸行の距離について

野田氏は

韓伝には、韓は「方可四千里」と書かれているが、形は記載されていない。

（『古田史学会報』N0110、14頁）

とされ、韓国の地形に平行四辺形を重ねて、短い方の対角線をもって、韓国陸行の距離を四千里と想定されます。

ところが、これは「方」の概念を無視した主張です。

古代中国の最古といわれる天文学の数学書である『周髀算経』によれば、「方」は正方形です。

「方」に平行四辺形の概念はありません。あくまで正方形の概念です。

また、古代中国の数学書『算経十書』のうちの一つ『九章算術』では、第一章「方田」において、方田術により田の面積を計算しており、正方形又は長方形の田を総称して「方田」としています。つまり、「方」は正方形又は長方形を意味します。長方形は、長方形の中に小さい正方形を並べ、その数を数えて面積を算出します。面積の計算方法は、現在と同じく、従（縦）と広（横）を乗じて求めます。「方」の基本は正方形です。

したがって「方可四千里」は、一辺が四千里程の正方形ということになります。

あえていえば、「方可四千里」という記述によって韓国の大きさが特定できるようになっており、それだけで事足りるからこそ「方可四千里」

と記述されているのです。それは「方」が正方形ですから、「方」に一辺の長さ「可四千里」を示すだけで大きさが特定されるのです。

平行四辺形でもかまわないと想定することは間違っています。なぜなら、平行四辺形の場合を考えると、その大きさは^{ひしや}「ひしや」で変わってしまいます。拉げ方によって、大きさの概念が2分の1、3分の1・・・と大きく変わってしまい、まったく計算の用を為しません。

以上のとおり「方」は正方形ですから、韓国の地形には平行四辺形を重ねるのではなく、正方形を重ねなければなりません。そして、韓国を斜めに陸行する場合、その陸行の距離は、正方形のほぼ対角線の長さとなることから、縦、横の四千里を上回るのは当然のことであり、四千里×ルート2くらいになるはずだと、私は指摘したのです。

ご承知のことであると思いますが、ルート2は1.41421356ですから、4,000里をかけ算して対角線の長さは、約5,700里ほどであろうということです。

ですから野田氏が想定される四千里は再考すべきと指摘させていただいたのです。

なお、野田氏は「古田氏も韓国を菱形に描いている」と述べられていますが、これも必要十分な表現ではありません。

古田武彦氏が朝鮮半島の地形を意識しすぎたための図示のミスであろうと思いますが、「邪馬台国論争は終わった＝その地点から」（古田武彦ほか共著『続・邪馬台国のすべて』*1では、韓国の地形に図1のとおり平行四辺形を描いています。しかし、古田氏は、その後、『古代の霧の中から』*2において、“「方」というのは縦も横も四千里の正方形ですから”というように「方」を正しく理解し、図2のとおり正方形に修正されています。さらに、『「邪馬台国」はなかった』*3などでは、対海國の方可四百餘里や一大國の方可三百里について図3、図4のとおり正方形で図示されています。

*1 『続・邪馬台国のすべて－ゼミナール－』：朝日新聞社、1977（昭和52）年4月

*2 『古代の霧の中から－出雲王朝から九州王朝へ－』：1985年11月、徳間書店

*3 『「邪馬台国」はなかった－解説された倭人伝の謎－』：〈復刻版〉2010年1月、ミネルヴァ書房
〈初版〉1971年11月、朝日新聞社、248頁

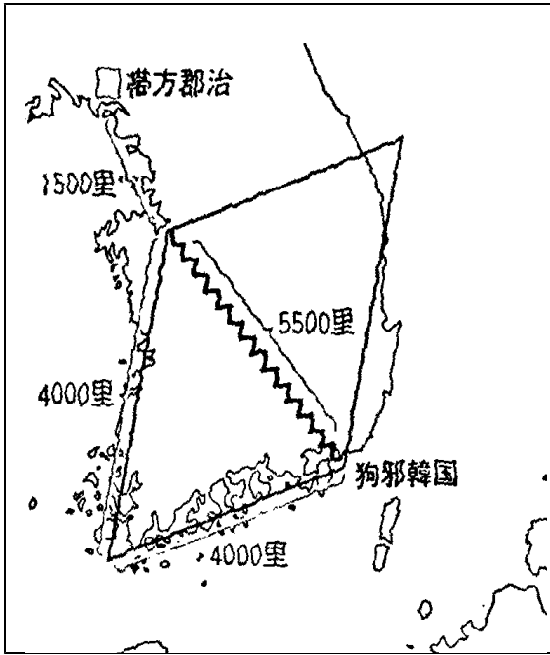


図1 『続・邪馬台国のすべて』 23頁

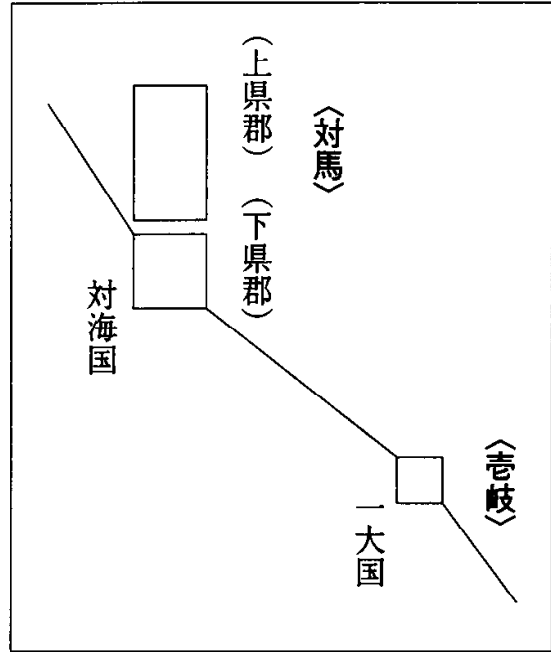


図3 『「邪馬台国」はなかった』199頁(復刻版)
248頁(初版)

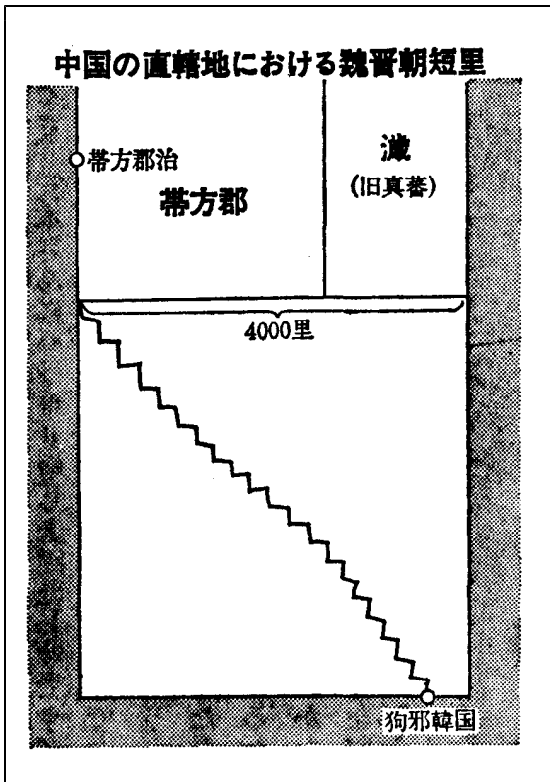


図2 『古代の霧の中から』 189頁

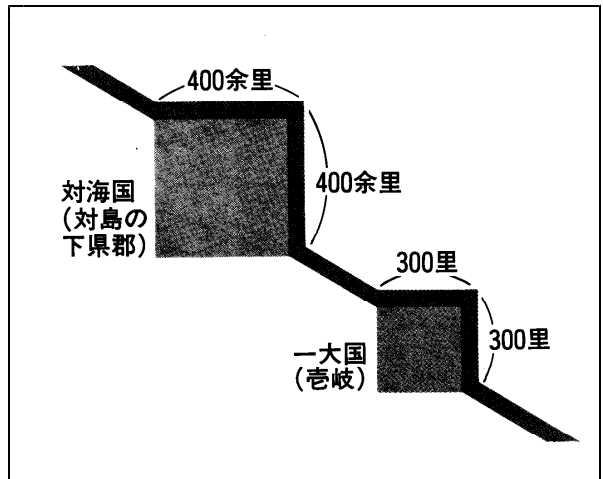


図4 『古代史六〇の証言—九州の真実—』18頁
(再版)*1

7 古田説について

古田氏の著書は数多く出版されていますので、『続・邪馬台国のすべて』の他にも、韓国の地形に平行四辺形を重ねて図示した著書があると思います。ただ、1971年の『「邪馬台国」はなかった』の段階で、すでに対海國の方可四

*1 図4：『古代史六〇の証言—九州の真実— 金印から吉野ヶ里まで』：
〈再版〉1991年2月、かたりべ文庫（販売：駿々堂）
〈初版〉遙かなる歴史を訪ねて『九州の真実—60の真実—』18頁、1990年2月、かたりべ文庫

百餘里や一大國の方可三百里に「方」を正方形で図示し、1985年『古代の霧の中から』の時点では、“「方」というのは縦も横も四千里の正方形”と明示しています。私も十分に古田説を把握しているわけではありませんが、最新の古田説をしっかりと認識し、それを論拠に議論していきたいと思います。

古田説は、どんどん先へ先へと進化し、古田氏提唱の仮説は微妙にあるいは大胆に変更されていますので、これまでの古田説のどこまでが生きていて、どこが変わって、それがどのように関連しているのかわかりづらくなっています。私は、私が理解している範囲で古田氏の提唱されている説のほとんどに同感しますが、納得できない部分もあります。可能な限り最新の古田説を知り、明確な論拠をもって批判し、さらに確固たる古田史学にしたいと思います。

8 結びに

不彌國を女王國にあてる時、いちばんのアキレス腱となるのは、『魏志』倭人伝の不彌國の説明に、女王や女王國と関連する記述がないことです。この点で不彌國＝女王國説は弱いと思います。

故洞田一典氏の暦に関する論考を掲載します。

『三国志』における日付けの干支表現

日進市 洞田一典

卑弥呼による魏朝への貢献が行われたのは、魏の景初年間でした。この景初という年号は三年間使われただけですが、この期間中には魏朝の暦に二つの大きな変革が行われました。「魏志・明帝紀」の文を、『正史三国志』1（今鷹真・井波律子訳、ちくま学芸文庫。以下「文庫本」と略記。）より引用します。

景初元年(二三七)春正月壬辰の日(十八日)、

^{さんし}山荏県から黄龍が出現したと報告してきた。このとき担当官吏が上奏し、魏は地統を得ているゆえ、^{けんちゆう}建丑の月を正月とすべきだと主張した。三月に暦を改定し年号を改めて孟夏(初夏)四月とした。

〔中略〕太和暦を改めて景初暦と名づけた。

〔下略〕（『正史三国志』1、259・260頁）
〔洞田注、壬辰の日（十八日）は（二十四日）の誤り。また、担当官吏とは高堂隆を指す。〕

ここで建丑の月とは、前漢の武帝以後使用された太初暦や、それにつづく後漢四分暦（引用文では太和暦）では十二月を指します。

この月を正月（歳首の月）とするのを殷正、一月を正月とするのを夏正、また十一月を正月とするのを周正といいます。明帝は

①従来の夏正を殷正に変更（月名の変更）

②四分暦に代え景初暦を採用（暦法の変更）の二つの改革を実行したわけですから。その様子をつぎに示します。

青龍四年（二三六）

十一月朔庚子

十二月朔庚午→景初元年正月朔己巳

五年 正月朔己亥→ 〃 二月朔戊戌

二月朔己巳→ 〃 三月朔戊辰

〃 四月朔丁酉

……

このような暦の変更が二つも同時に行われると、記録上でも混乱が起こりがちです。文庫本にも

（青龍四年）十一月己亥の日（？）、彗星があらわれ 云々（『正史三国志』1、259頁）

とあり、朔日が庚子ですから己亥はその前日でおかしなことになるため？印がついたのでしょうか。強引に景初暦で計算すると十一月朔はちょうど己亥となります。

なお前の引用文で〔下略〕とした文中では、春夏秋冬だけは従来の暦と異なっていたが、祭りなどの年間行事の布告、二十四節気の日付け、農業・課役など人民の生活に関わる事は、すべて夏正の暦の順序としたと述べています。

さて明帝は景初三年正月丁亥朔に崩じ、帝位を継いだ齊王芳は一年間喪に服した後、十二月詔勅を下します。文庫本から引用します。

烈祖明皇帝は正月に天下を見捨てられ、臣下や子供たちはいつまでもそのご命日の哀しみを抱きつづけている。それゆえふたたび夏王朝の暦を使用せよ。(中略)

そこで建寅の月(一月)を正始元年正月とし、建丑の月(十二月)を後の十二月とせよ。

(『正史三国志』1、287頁)

つまり景初三年十二月(殷暦)は夏暦では十一月ですから、翌月は殷暦正月、その翌月は夏暦正月と正月が二つ続き紛らわしいので、前者を後の十二月と呼んだわけです。正月は旧に復しましたが、暦法は景初暦のままです。名称はいろいろ変わりますが、四四五年南宋の元嘉暦に代わるまで、魏・西晋・東晋・南宋の各王朝で行用されました。

『魏志』本文中、日の干支のいくつかについて、以下で吟味します。

(一) (青龍四年) 十二月癸巳、司空陳羣薨。乙未、行幸許昌宮。(中華書局本『三国志』*1、37頁)

旧暦による記録がそのまま残りました。癸巳は二四日、乙未は二六日。新暦では、景初元年正月癸巳は二五日、乙未は二七日。「日の干支」は正月が変わろうが、暦法が変わろうがビクともしません。頑丈そのものです。

(二) 景初元年春正月壬辰、山荏縣言黃龍見。

(中華書局本『三国志』、37頁)

朔は景初暦によると己巳ですから、壬辰は二四日。これは前項の癸巳の前日です。暦が異なるので同じ二四日と書かれます。改暦の基因となった重要な日ですから、さかのぼって新暦元年正月の記事になりました。

(三) (景初二年秋八月の條) 丙寅、司馬宣王囿公孫淵於襄平、大破之。傳淵首于京都、海東諸郡平。(中華書局本『三国志』、38頁)

この項の前に八月の記事があります。朔は庚寅だから丙寅の日は無く、九月朔は庚申で丙寅は九月七日です(文庫には九月十日とありますが、マチガイ)。三国志に限らず日の表現は、ほ

とんど干支によっています。連続する二ヶ月にわたる場合、時の流れにしたがって述べてあれば、後の月は月名をはぶいても干支だけで正確に日を特定できます。このような記述は各所に見られます。簡潔な文体を旨とした陳寿らしさを感じます。たとえば

(四) (正始二年) 六月辛卯、退。己卯、以征東將軍王凌爲車騎將軍。(中華書局本『三国志』、37頁)

六月朔は癸酉だから辛卯は二十九日。己卯は七月七日を指す。文庫本は「己卯(?)」。

(五) (正始六年) 八月丁卯、以太常高柔爲司空。癸巳、以左光祿大夫劉放爲驃騎將軍…

(中華書局本『三国志』、40頁)

八月朔は己酉。丁卯は十九日だがこの月に癸巳はなく、翌九月なら朔は戊寅だから癸巳は十六日。文庫本は「癸巳の日(?)」。

この類の実例は多いので、これくらいにしておきます。月名が書かれていないと言ってはやたらに「？」を付ける現代人の律儀さには辟易させられます。

(六) 正始元年春二月乙丑、加侍中中書監劉放、侍中中書令孫資爲左右光祿大夫。丙戌、以遼東汶、北豊縣民流徙渡海。規齋郡之西安、臨菑昌國縣界爲新汶、南豊縣、以居流民。

自去冬十二月至此月不雨。丙寅、詔令獄官巫平冤枉、理出輕微、羣公卿士諫言嘉謀、悉乃心。(中華書局本『三国志』、40頁)

まず文庫本の訳文はつぎのようです。

正始元年(二四〇)春二月乙丑の日(?)、侍中中書監の劉放、侍中中書令の孫資に左右光祿大夫の官職を付加した。丙戌の日(六日)、遼東の汶県・北豊県の民衆が海を渡って流亡して来たため、齊郡の西安県・臨菑県・昌国県の境域を区切って新汶県・南豊県とし、流民を居住させた。

前年の冬十二月からこの月(三月)まで雨が降らなかつた。丙寅の日(十七日)、詔勅を下し、「裁判官はすみやかに無実の罪人に正しい処置をほどこして罪を減免し、微罪の罪人を審理して出獄させよ、なみいる三公九卿士人は正しい言葉、冤秀れた

*1 【編者注】中華書局本『三国志』: 1959年12月、中華書局、大型本(『後漢書』と合冊)

計策を献じ、それぞれ汝の心を充分に表明するように」と命じた。 (『正史三国志』1、288頁)

最初三年（二三九）十二月から正始元年三月までの月朔はつぎのようです。

景初三年 十二月壬子、
後十二月壬午、
正始元年 正月辛亥、
二月辛巳、
三月庚戌。

春に限れば乙丑の日は二月にはなく、正月なら十五日、三月なら十六日。丙戌は二月六日のみ。丙寅は正月十六日または三月十七日に当たります。文庫本の注

二月乙丑は「乙酉」の誤であろうか。それならば五日になる (『正史三国志』1、369頁)

とありますが、一応妥当な解釈であると思われる。しかし、「この月（三月）」は勇み足でしょう。むしろ二月とする方が自然です。次の文に丙寅とあるため、月名が必要と考えたのですが、無理をする必要はなかったわけです。

また、つぎのような意見もあります。

《原記録には、劉放らの任命記事が、「景初四年春二月乙丑」続いて「丙寅、詔令云々」と記されていた。これを「正始元年春正月乙丑」と訂正すべきところ、月次が訂正漏れになった。遼東流民の話は、原記録でも正始の改元改暦を正しく反映して春二月丙戌とあったが、前項の混乱で不自然な位置にまぎれ込んだ。》

もしそうなら魏朝内で「景初四年」が、一時期公的記録に用いられた証拠となるわけですが、無降雨期間が十二月以降一月半ばまでの二ヶ月半では、詔を下すには少々短かすぎる気もします。それより、斉王の十二月詔勅があってから、後の十二月を含めて一ヶ月以上の猶予があったのに、なお敢えて「景初四年」と記録する官僚がいたとは、信じられません。まして内容が政府高官の任命にかかわる点や、天子の詔勅であることを考えれば、なおさらです。

(二〇〇二・三・九)

初出：『古田史学会報』N050、2002年6月

平成24年度春の遺跡巡り

名古屋市 加藤勝美

はじめに

恒例の春の遺跡巡りを行いました。通常、春は2泊3日の遺跡巡りで旅行するのですが、今回は秋の日帰り旅行と振替えて行いました。

絶好の日和に恵まれ、快適な一日旅行となり、その状況は次のとおりでした。

- ・訪問日：平成24年（2012年）6月3日
- ・視察地：名古屋市博物館、見晴台考古資料館
刈谷市・知多郡東浦町地内の遺跡

1 秋葉神社（名古屋市瑞穂区）

集合は名古屋市博物館ということであったが、私は30分前に地下鉄から地上へ。博物館の北側に鎮座する秋葉神社に立ち寄った。全国各地に散在する防火の神を祭神とする神社。地域神社の一つと思われる。拝殿や狛犬の新しさから考えると比較的新しい神社と思われるが、由緒が見当たらずに詳細不明。ただ、灯籠は江戸期の文化5年（1808年）の銘が刻まれた古いもの。江戸期のものは少ないので写真を紹介しておこう。



2 名古屋市博物館（名古屋市瑞穂区）

出発点となった博物館では企画展「尾張氏」を開催していた。企画展の中心テーマは名古屋市守山区に築かれた志段味古墳群^{したみ}で、かつて私はその中心古墳群が存在する東谷山^{とうごくさん}に赴き、尾張戸神社古墳、中社古墳、白鳥塚古墳等を実見

し、ブログにも関連記事を発表しているので懐かしい思いがした。尾張氏は我が国最古の氏族と言われるが、それにとどまらず、大和王権に先立つ王朝の可能性もあり、興味は尽きない。その豊富な展示物は今回の旅行中、この企画展だけでも十分みどころがあると思わせられた、充実した内容を形成していた。



3 見晴台考古資料館(名古屋市南区)

朝日遺跡と並んで全国的に名前を知られている愛知県内の考古遺跡が見晴台遺跡^{みはらしだい}。笠寺公園を形成し、考古資料館、住居跡観察舎等が築かれている。ここはかつては海に面した笠寺台地。太古から人々が居住し、古くは約2万年前の旧石器が出土し、以来、縄文時代、弥生時代、さらには現代に至るまで重層的に遺跡が出土することで名高い。種々様々な土器はもとより、なかでもいくつもの竪穴式住居群が出土し、注目を集めている。

住居跡観察舎内に入ると竪穴式住居の一つが復元複製されていて、具体的に住居の様子をうかがうことができる。



4 氷上姉子神社(名古屋市緑区)

氷上姉子神社は現在では熱田神宮の摂社となっている。が、元々はこちらが本家。^{ひかみあねご}主祭神は日本武尊^{やまとたける}の後とされる宮簀媛命^{みやすず}。古代神話をご存じの方ならお分かりのように、日本武尊は古代の英雄。東征の帰途宮簀媛命の元に立ち寄り、草薙の劔を彼女に預けて立ち去る。その草薙の劔を熱田に奉じて熱田神宮の祭神となった。

現在の氷上姉子神社の向かい側の山中に尾張氏の館があり、そこに宮簀媛命はいたので、こちらが元々の宮。つまり元宮とされる。今回時間の関係もあって、元宮までは訪れなかった。

いうまでもなく、氷上姉子神社は延喜式神名帳に登載されている式内社。尾張国式内社を踏査したとき、ここも訪れ、ブログにも詳細な記事を書いた。なので、私には大変懐かしい神社。詳細をみてみたい方はそちらの記事をご参照下さい。





5 ^{あまこ}天子神社（刈谷市）

刈谷市教育委員会の社頭掲示板によると、天子神社は天文21年（1552年）の創建とある。なのでさほど古い時代の創建ではない。同社の特徴はその祭神、少彦名命^{すくなひこな}である。大国主命^{おおくにぬし}と共に国造りを行ったとされる神。高皇産靈神^{たかみむすび}の子で指の間から落ちた子と『日本書紀』に記されている。その神がなぜ当社の祭神とされたのか不明である。

そのことより、当社の境内には天子神社貝塚が広がっていてそちらの方に興味がわく。縄文時代後期の代表的貝塚とされ、土器、石器、骨角器、獣骨等様々な考古遺物が出土しているからである。碧海台地上にある。



6 ハツ崎貝塚（刈谷市）

ハツ崎貝塚も前記の天子神社貝塚と同じく碧海台地上に位置している。ここの貝塚は刈谷市教育委員会の社頭掲示板によると、刈谷市内で最も古い遺跡だという。縄文時代早期から始まって、古墳時代から平安時代に至るまで様々な土器、石器、骨角器が出土しているという。この貝塚から遠方を見下ろすと海が広がっていたことが容易にうかがわれる。



7 郷土資料館（刈谷市）

昭和55年に開館した比較的新しい地元の郷土資料館。

亀城小学校旧本館（国の登録文化財）をその保存も兼ねて資料館としている。私は愛知県公文書館に長らくお世話になっていた関係もあって、地元のこうした郷土資料館は大変なじみが深く、応援したくなる気持ちも手伝って温かい気分に包まれた。



8 ^{もとかりや}本刈谷神社（刈谷市）

前記天子神社貝塚と同じく、本刈谷神社の境内にも縄文時代後記の本刈谷貝塚が広がっている。出土遺物も天子神社貝塚と同じく、土器、石器、骨角器、といった相似したものとなっている。本刈谷神社自身は、元刈谷等に鎮座していた八雲社、北野社、八幡社の3社が大正2年に合祀されて始まった神社というから、新しい神社である。



9 ^{いりみ}入海神社（知多郡東浦町）

通常、延喜式神名帳に登載されている「知多郡入見神社」は南知多町に鎮座する同名の「入見神社」とされている。そして様々な状況から考えて私もまたそれでいいと考えている。なので異義を唱える必要もなく、ブログの尾張国式内社巡りには南知多町の「入見神社」を訪ね、詳細な記事を残している。で、関心のある向きはそちらによっていただくとし、ここでは「入見」か「入海」かについて感想を述べてみよう。

もしも「入見神社」が海が入り込んでいる地形から命名されたものだとすれば、名称だけからすれば「入見神社」より「入海神社」の方がむしろふさわしいと思えてくる。が、「入見神社」の「いりみ」は海が入り込んだ形、文字通り地形を意味しているのに対し、「入海神社」の「いりみ」はその祭神弟 ^{おとちほな}橘姫が海に沈んだその故事によって命名されている。弟橘姫は日本武尊の後（宮簀媛命とは別人）とされ、日本武尊に従って東征したとされる。その彼女は船が災難

に遭遇したとき、海に入って死に、夫を助けたとされる。

その彼女の故郷が東浦町であり、その地に彼女を祀ったのが当入海神社という次第である。全国7万とも8万とも言われる膨大な神社群にあって、弟橘姫を単独で祭神とする神社はここだけでも言われる。

こんなわけで当神社の祭神は興味深いのが、それと同様注目されているのは、当社の入海貝塚である。社頭掲示によれば、東浦町教育委員会はこう述べている。

「・・・。出土した土器は東海地方の縄文時代早期（約7000年前）の基準とされ、「入海式土器」と呼ばれています。・・・。」



6月例会報告

○ ワニ部の北方系海人族としての歴史的考察 知多郡阿久比町 竹内 強

古代氏族のワニ氏(和邇部)については、岸俊男氏の研究が定説化されている。天理市の東北地域の一族が其の地域名から「ワニ氏」を名乗った。この一族の支配した部曲かきべに属する人々が「ワニ部」だというのである。ところが、何故か「ワニ」という名の語源については一切述べていない。

京都教育大学の和田萃氏は、古代神話に登場する「ワニザメ」を漁していた人々や神として信仰した人達がいて、その人達が「ワニ部」を名乗り、彼等を支配した本宗が「ワニ氏」と呼ばれ、その住んでいた本拠に和爾という地名が生じ、和珥池、和珥坂の呼称が生まれたとしている。

しかし、両氏とも近畿天皇家一元主義から一歩も出ていないため、ワニ部の分布は西は山口県、東は伊豆半島までとしています。ところが、伊勢湾の篠島から出土した鱧漁に使用された鹿の角で作られた離頭式回転銚は、渡辺誠氏(名古屋大学教授)によれば、北部太平洋沿岸において、海獣捕獲用として出現したが、縄文早期には北海道から青森まで南下し、縄文中期以降には、仙台湾を中心としたマグロ漁用として非常な発達をとげた。しかし同銚は、縄文時代では房総半島の余山貝塚を分布の南限としていて、ここより以西からは一例も報告されていない。

弥生時代後期になると、回転式離頭銚の技術は、神奈川県の三浦半島や山陰地方にまで達し、古墳時代後期には、北部九州で鉄製品が出現する。篠島での出土例は、弥生時代に三浦半島から南下した技術が、伊勢湾から琵琶湖を経て、山陰地方伝播するルートを証明する実例である。

関東から東北にかけて「丸子部」を名乗る部族が居た彼等は仙台湾から房総半島、相模湾に広がっている。彼等が「ワニ部」と同じであればこの回転離頭銚の移動ルートとピッタリと一致すると報告した。

○ 銅鏡と銅鐸(その1)

名古屋市 佐藤章司

黒塚古墳(奈良県)出土の銅鏡と大岩山銅鐸出土地(滋賀県野洲市)を実地見分し、その感想を下記のようにまとめた結果を発表した。

黒塚古墳には33枚の三角縁神獸鏡が棺の周囲に並べられ、1枚の画文体神獸鏡が棺の中の頭部あたりに置かれていた。この古墳は盗掘されることなく、埋葬当時の状況を良く保存され、後漢時代の画文体神獸鏡が、多くの三角縁神獸鏡よりも大切にされていることから、棺の中にあつた画文体神獸鏡が明帝から下賜された卑弥呼の銅鏡ではないかと思われる。すなわち黒塚古墳近辺を支配していた首長が、使訳の通ずる三十国の中の一國を支配していた。同時に和泉小金塚古墳の棺内から出土されている一枚の鏡も卑弥呼からの銅鏡であろうと述べた。三角縁神獸鏡は「大和王朝が作成し各地に配賦したもの」との見解は見直しが必要であり、この鏡の製作地は“鑄型”の発見をもって結論すべきとの見解を述べた。

大岩山銅鐸出土地(滋賀県野洲市)からは24個の多量の銅鐸が出土し、隣接する銅鐸博物館に展示されている。近畿では弥生時代に銅鐸を祭祀とした文明があり、これが古墳時代になると銅鏡へと祭祀が変わる。すなわち弥生と古墳では祭祀が断絶している。これに対して北部九州は弥生時代に銅鏡の祭祀があり、古墳時代の近畿へ銅鏡の祭祀が伝播している。これは近畿では弥生と古墳との間で支配者層が代わり、それに合わせて銅鐸の祭祀が使用されなくなった。これが銅鐸の埋設理由であろうと述べた。

○ 投馬國について

名古屋市 石田敬一

古田武彦氏は『魏志』倭人伝の「自女王國以北」の記述について、女王國より北に行路がある國を表しており、投馬國を九州の南にある國と想定しても、投馬國へ至る行路は九州の北の海岸沿いにあるから問題ないとされる。私は、この記述が北に行路がある國であると理解するのは難しいと考えており、この説明について、どう思うか会員の意見を聴いた。

○ 天智・天武・持統紀年表（試案）

－『日本書紀』の改刪－

瀬戸市 林 伸禧

現行の『日本書紀』は複数の改刪があったのではないかと考えているが、その傍証として「天智・天武・持統紀年表（試案）」を作成したので、その状況を報告した。

洞田一典著「消された正月－持統朝改暦始末記」及び友田吉之助著『日本書紀成立の研究増補版』を参考にして作成した。現行『日本書紀』との違いは、次表のとおりである。

表 現『日本書紀』との違い

| 現『日本書紀』 | | | | 試案 | | | |
|---------|------|----|------|----|------|----------|---------|
| 天皇 | 在位期間 | 年号 | 通用期間 | 天皇 | 在位期間 | 年号 | 通用期間 |
| 天智 | 10 | 天智 | 10 | 天智 | 11 | 天智 | 11 |
| 天武 | 15 | 天武 | 14 | 大友 | 1 | 朱雀 | 1 |
| | | 朱鳥 | 1 | 天武 | 14 | 白鳳 朱鳥 | 13 1 |
| 持統 | 10 | 持統 | 10 | 持統 | 10 | 朱鳥 大化 | 7 3 |

根拠とした文献は、『万葉集』巻一・二、『革命勘文』（三善清行）、『二中歴』人代歴、『扶桑略記』、『皇代記』、『皇代略記』等である。

○ 逸年号関連年表（和暦、二中歴、法興、新羅、中国）

瀬戸市 林 伸禧

『二中歴』の古代逸年号による年表を中心として、『日本書紀』年号、法興年号、新羅年号（『三国史記』による）、及び中国年号を対比できる年表を作成した。

法興元年は辛亥年であるので、3通（531年、591年、651年）表示した。通説は591年であるが、531年とすると『二中歴』の継体元年（517年）と新羅の建元元年（536年）との中間となるので、可能性はあるのではないかと述べた。

また、新羅年号の改元の1年後に『二中歴』年号が改元されているのが多々あるので、よく検討する必要があると述べた。

古田武彦講演会

・日時：7月15（日）午後1時10分～4時10分

・場所：愛知東邦大学（B棟 B103）

名古屋市名東区平和が丘3丁目11
第24回愛知サマーセミナー協賛

・参加費：無料

・交通機関等は、別紙参照。

・駐車場はありません。

・7月の例会は「古田武彦講演会」に代えます。

今後の予定

8月例会：8月19日（日）名古屋市市政資料館

9月例会：9月23日（日） //

例会は、8月は**第3日曜日**、9月は**第4日曜日**です。

参加費：500円（会員は無料）

名古屋市市政資料館：

○交通機関

・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東方向徒歩8分

・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分

・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分

・ 「清水口」下車、南西徒歩8分

・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

○駐車場

・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）

・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）

・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。